

第1405号

AFN-1405

# Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行  
葵総合経営センターだより週刊版

2022年 2/28 (月)

## 『R4年度税制改正大綱（9） 子会社株式簿価減額特例見直し』

令和2年度税制改正で導入された、子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止する措置(子会社株式簿価減額特例)は次の通り見直される。

【適用除外要件(特定支配日利益剰余金額要件)の判定】従前は、特定支配日以降、配当決議日等の直前事業年度までに子会社に生じた利益剰余金の範囲内の配当である場合は適用除外要件に該当するとされていたものを、当該配当決議日の直前事業年度以降の利益剰余金の額の増加額も加算できるようになる。ただし、期中増加利益剰余金額、及び特定支配前の期中増加利益剰余金額の額をそれぞれ証する書類の保存が条件となるほか、特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額に特定支配前の期中増加利益剰余金額を加算する必要がある。

【適用回避防止規定の緩和】対象配当等の額に係る基準時以前10年以内に子法人との間に、その子法人による特定支配関係があった法人の全てがその設立時からその基準時まで継続して当該子法人の特定支配関係法人である場合等について、適用回避防止規定が緩和される。

上記の改正は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等の額について、遡及的に適用される。



## 『「人への投資」強化に注力を 日本経済の先行きで説明資料』

内閣府は「令和3年度 日本経済2021—2022 成長と分配の好循環実現に向けて」と題する説明資料を公表した。第1章感染症と経済活動の両立に向かう日本経済、第2章成長と分配の好循環実現に向けた企業部門の課題、第3章成長と分配の好循環実現に向けた家計部門の課題—の3章建て。第2章は、企業収益の持ち直しが続く中、21年度の設備投資計画は前年度より増加する見込み。デジタル化や脱炭素関連投資を通じて成長力を高めていくことが課題であり、デジタル投資の効果を高める「人への投資」の強化に官民を挙げて注力していくことが重要だと指摘した。

第2節成長に向けた投資面の課題として▽日本の教育訓練投資はデジタル化が進んだ産業をはじめ、諸外国に見劣りする▽日本はベンチャーキャピタル投資がGDP比で過少など、スタートアップを取り巻く環境に課題があるとした。第3章は、企業は正社員の確保や定年延長等により人材確保を進めようとしてきたものの、同一企業内の正社員登用や副業・兼業、転職を通じた人材活用は限定的。今後、学びの機会の提供等により、こうした人材の活用や労働移動をさらに後押しする必要がある。また、どのような働き方に対しても十分セーフティネットが確保されることが重要だと総括した。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

## 葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)